

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

銀行窓販の弊害防止措置の見直しが図られました!

多様になった保険販売チャネル

従来、損害保険に加入する場合は、専門のプロ代理店に依頼したり、新車購入や車検の際にディーラーなどで加入することが一般的でした。それが、近年は多様な方法で加入できるようになっています。

インターネットを利用した通信販売や、ショッピングモールや街角で見かける来店型ショップで保険に加入することも知られるようになりました。

また、銀行の窓口でも平成13年4月から住宅関連の長期火災保険や海外旅行傷害保険などの募集・販売を開始しています。取扱い保険商品は段階的に拡大し、平成19年12月からは全ての商品について販売できるようになりました。

住宅ローンを借りる際に火災保険や地震保険に加入したり、海外旅行に行くための通貨交換やトラベラーズチェックの手続きの際に海外旅行傷害保険に加入できることは、たいへん便利なことです。

例えば、銀行の窓口で販売されているので、お客様が保険を預金と誤認してしまうことがあるかもしれません。そのようなことを防止するために、銀行はしっかり説明することは当然ですが、その説明内容について、お客様が理解したかどうか書面を使って確認しなければなりません。

また、もうひとつ例をあげますと、住宅ローン関連での保険加入に際しては、他の銀行取引等に影響がないこと、つまり、保険への加入がローン実行の条件ではないことについて、お客様へ書面を使って説明しなければなりません。

金融商品を扱ったり、お金を貸したりする立場である銀行であるからこそ、消費者を守る仕組みが作られています。

銀行でもプロの代理店でも、保険に加入する際には説明を受けて、分からないことや疑問に思ったことは、しっかり確認することが肝要です。

銀行には誤認防止や融資先募集規制が!

銀行の窓口で保険に加入することは便利ですが、反面、注意すべきこともあり、弊害防止措置が取られています。

平成23年7月にその見直しが行われ、平成24年4月からは、保険に加入する人の保護や利便性を高める一方で、弊害防止措置の実効性を確保するため、いくつかの対応が取られます。

